

物の寸尺をさる事と心得べし、弓矢鞭行膝等は皆おのがたかばかりにて寸尺を定る也、手にて寸の取様あり、○中人人々の手の大小によりて、長短同じからず、其人々の身の大小相應の寸尺になるなり、

〔園太曆記類所引〕延慶四年○應長元年二月二十五日丁卯、御三夜儀、○中兒御衣調進事、

絹寸法者用竹量

〔大内家壁書〕麻布寸尺之事

御分國中、所納年貢之麻布寸尺之事、古式に任、よろしく貳丈八尺を以壹端とす、○應斗亦うり布之事は、貳丈五尺、或は貳丈六尺、各應斗即和銅七年符也壹端たるべし者、早右之定法之旨を守、豊前國中、甲乙人等にふれしむべきよし、所被仰出也、仍執達如件、

寛正三年十月廿五日

〔續日本紀元六〕和銅七年二月庚寅、制以商布二丈六尺爲段、

○按ズルニ、大内家壁書ハ、段ト端トヲ混ジタリ、但シ此時ノ端ハ、往時ノ段ナルガ故ニテモアルベシ、

〔氏經卿日次記〕一行事官等言上

去年内宮御遷宮神寶御裝束金物等相違之由、禰宜等注進無謂間事

一御裝束寸尺の事、背先例大[○]た[○]か[○]ば[○]かり[○]をもて、御裝束を禰宜等の中へ取、如所存さしとるなり、先例爲官方、古來手尺をもて相共にさし渡是を請取處、今度非先規といへども、其用意心得餘分いたす間、如申無相違渡者也、○中略

寛正四年四月日

〔氏經卿日次記〕就先度注進行事官等陳狀條々、掠申間事